

障害者の 生涯学習支援について

～生涯にわたる学びを権利として～



鳥取短期大学幼児教育保育学科
教授 國本 真吾

特別支援教育の生涯学習化

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」最終報告

障害者の生涯学習の推進方策について
—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—
(報告)

平成31年3月
学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議

障害者の生涯学習の 推進方策について

—誰もが、障害の有無にか
かわらず共に学び、生きる
共生社会を目指して—

2019年3月29日公表

未来に向けて

これからのわが国が迎える姿から考えて…

- ・AI(人工知能)の発展、グローバル化の進行により、近い未来において生き残る・生き続けていくためにはどうしたらよいか？
- ・今までの学校教育で、来る時代に対応していくことが可能であるのか？

大学を例にすれば、入試制度改革、専門職大学の創設、社会人のための学び直しの受け入れ…来る時代に対応していく準備に入っている

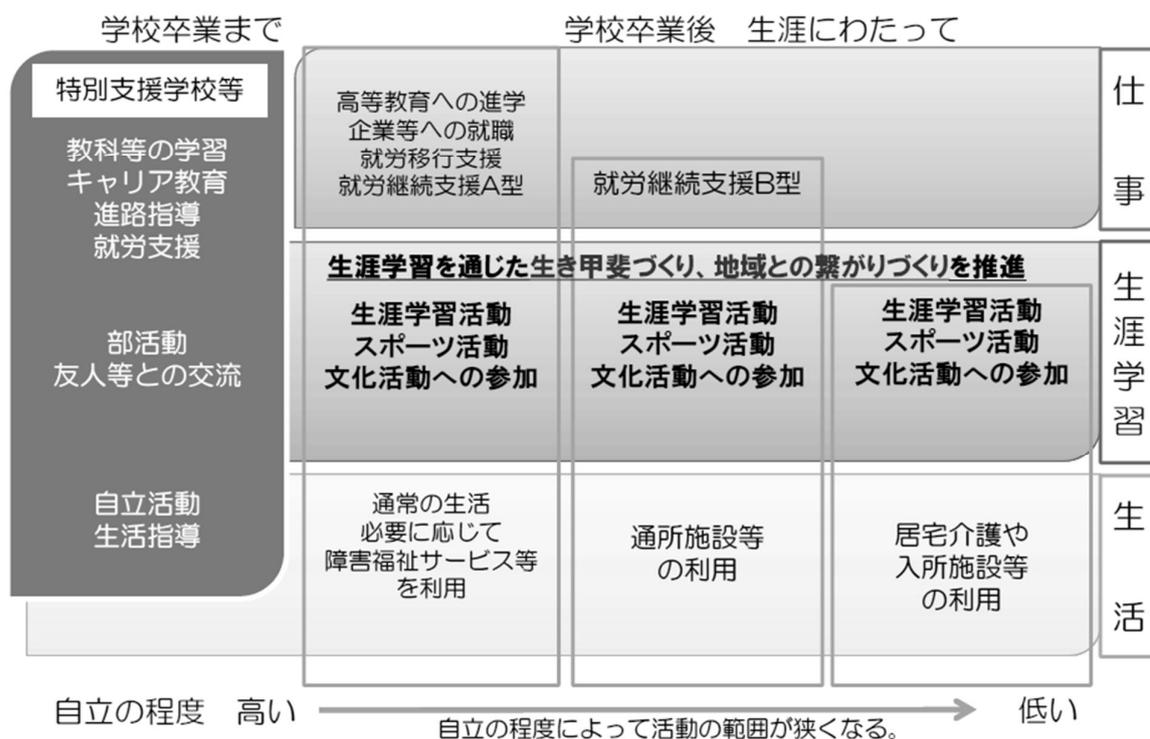
最終報告が目指す社会像

- ・「生涯学習」=スポーツ活動・文化芸術活動、就労に向けた訓練又は働くことも含め、多様な活動の中で行われる側面があることを念頭に置き、「活動における学び」にも着目。
- ・視点の「学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化」では、「学校教育を通じて身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長していくことができるよう、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、生涯にわたって学び続けられるようにすることが重要」と述べる。

特別支援教育の生涯学習化

今後の障害者施策

従来の学校教育政策を中心とする障害者政策に留まらず、生涯学習を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開。



障害者権利条約

第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。(後略)

➡ 権利ではなく参加としての余暇

余暇のとらえ方

- ①自由な時間の活動
- ②生計のための必要な金銭を生まない活動
- ③必要性や義務を伴わない活動
- ④自らの満足をうるために自由になされる活動であり、その活動を行うこと自体が目的となる
- ⑤すすんで自己拡充や創造力の発揮を随意に行うことを可能にさせるもの

松原治郎(1977)『講座 余暇の科学 I 余暇社会学』垣内出版

障害者権利条約

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。(後略)
- 2 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。(後略)

学習権＝発達権の保障

ユネスコ学習権宣言(1985年)

学習権とは、

読み書きの権利であり、
問い続け、深く考える権利であり、
想像し、創造する権利であり、
自分自身の世界を読みとり、
歴史をつづる権利であり、
あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
個人的・集団的力量を発達させる権利である。

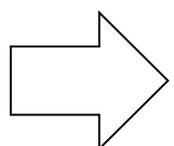
国民教育研究所訳

生涯学習権の保障

《生涯学習権》

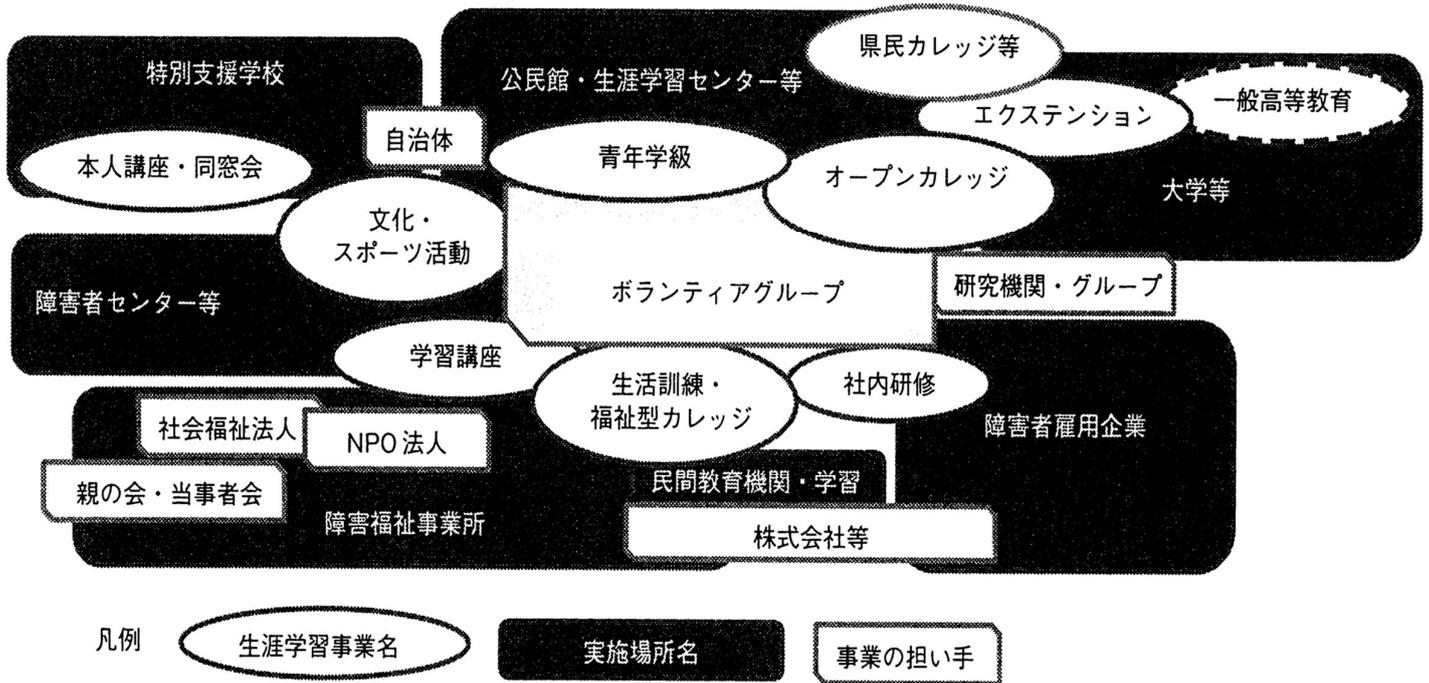
「生涯にわたり、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して学びつづける権利」(小川利夫)

「人が、自らの判断で一生にわたって自由に学び、その一部が年齢に関わらず公的な教育制度によって保障されることを求める権利」(末本誠)



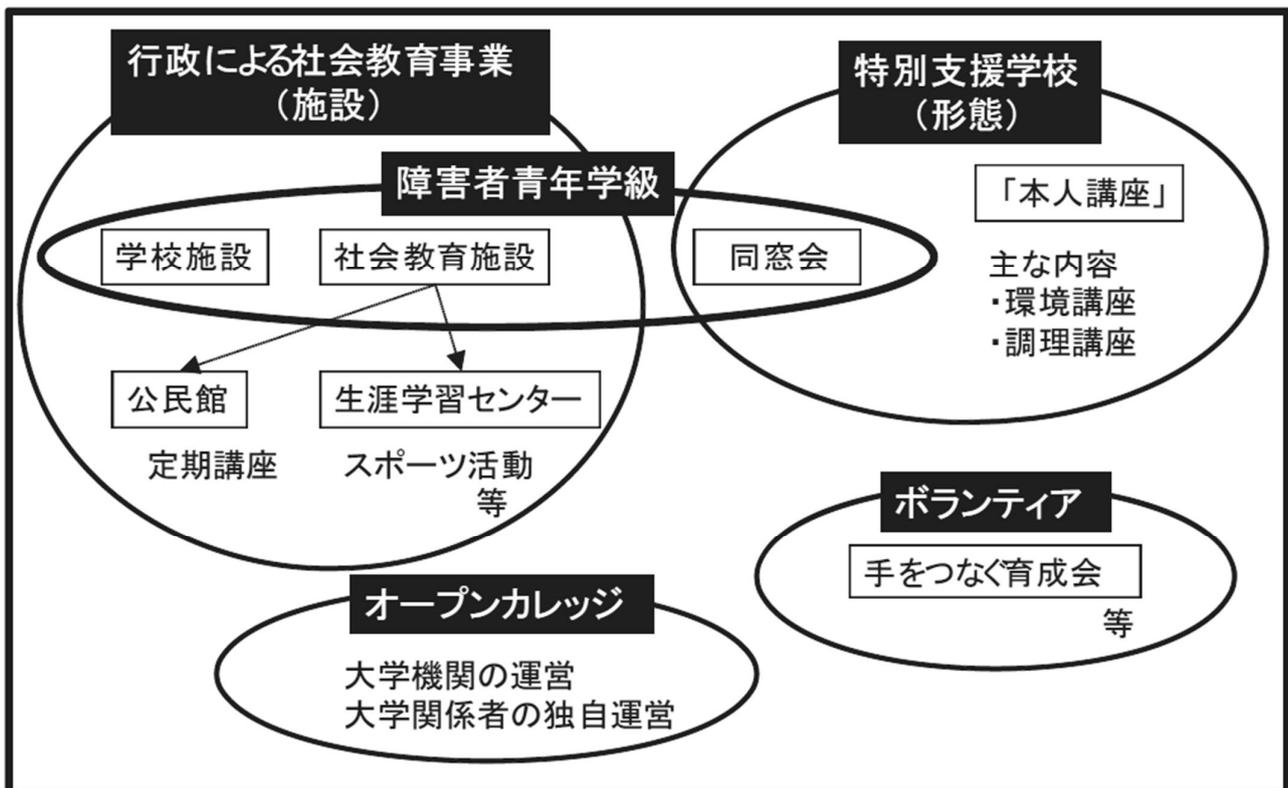
生涯にわたる学習の権利の保障

障害者の生涯学習の状況



出典:平井威(2014)「障害児者における高等教育と生涯学習について」梅永雄二・島田博祐編著『障害児者の教育と生涯発達支援(第3版)』北樹出版

知的障害者の成人期における生涯学習支援の実践



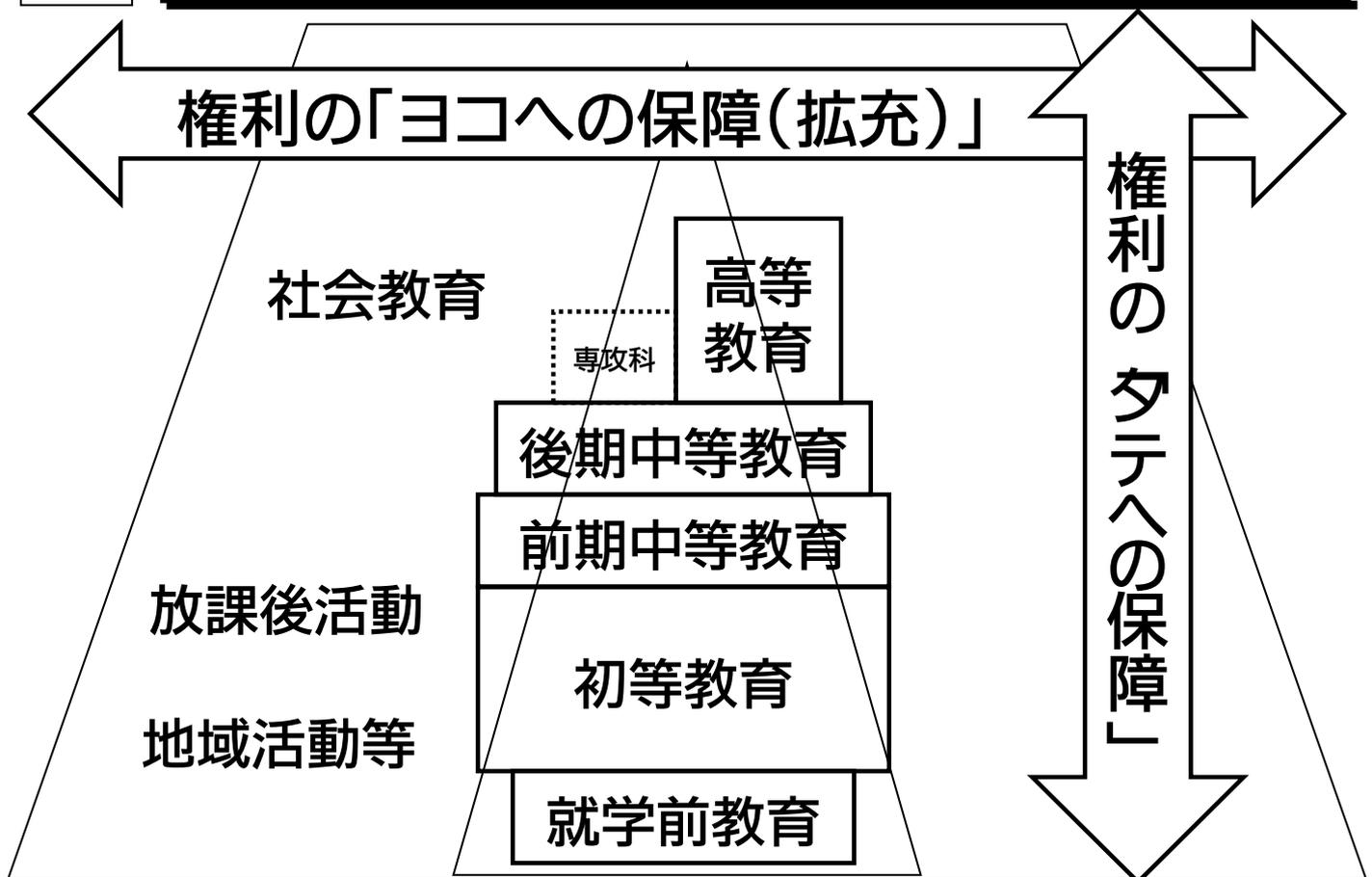
今枝史雄・菅野敦(2010)「知的障害者の成人期における生涯学習支援について」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』第61巻第2号

オープン・カレッジ

- ・1998年、大阪府立大学社会福祉学部で開始。
- ・「生涯学習」保障の観点から、知的障害者の高等教育の機会保障を目的とする。
- ・建部(2000)では、オープン・カレッジの理念として、「人権(教育)保障」、「発達(変化)の保障」、「地域社会に対する大学の役割の変革・創造(貢献)」を掲げる。

これまで、北海道、青森、宮城、東京、愛知、静岡、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、長崎などで開設・実施

生涯学習保障のイメージ



新学習指導要領から

特別支援学校幼稚部学習指導要領 前文

(前略)家庭との緊密な連携の下、小学部又は小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校幼稚部教育要領を定める。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 前文

(前略)幼稚部における教育及び小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に、中学部における教育又は中学校教育及び高等部における教育又は高等学校教育以降の生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童又は生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を定める。

生涯学習の要求

児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則>第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援>1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実>(4)

小括

- 学校卒業後の「生涯学習」ではなく、学校に在学中も余暇を充実する仕掛けが必要＝「生涯にわたる」視点
- 「出来る」ことが目的ではなく、「楽しむ」ことが生涯学習では大切
- 今の生活を「楽しむ」ことが、将来も「楽しむ」ことにつながる。

生きがいのある生活をつくる

教育は18歳でおしまい？

16歳

18歳

20歳…

高等学校・
高等部本科
(3年)

専攻科(2年)
福祉型専攻科
(2年)

多様な試み
がはじまっ
ている

福祉型大学
(自立訓練2年+就労移行2年)

障害があるからこそ、ゆるやかな発達。一人一人でも姿が異なるなかで、年齢だけを尺度にしているのか？

ライフステージでのニーズ

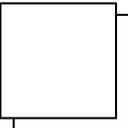
ライフステージ	教育的ニーズ	形態 (実際の姿)	学びの特徴 (生活・労働との関連)
青年期	教育年限延長 (タテへの権利)	高等部専攻科・高校専攻科 福祉型専攻科 大学・短期大学・専門学校等 福祉型大学(カレッジ型)	・「仕事につなげる」学び ・「生活をつくる」学び ・仕事のある生活を見据える ・学びの継続 ・学習成果の試行的実証(自分さがし・自分くずしの自分づくり)
成人期	生涯学習 (ヨコへの権利)	障害者青年学級 大学公開講座 オープン・カレッジ カルチャースクール 福祉型専攻科を除いた学びの作業所	・「仕事にいかす」学び ・「生活にいかす」学び ・仕事を軸とした生活を築く ・学びの拡充・学びの取り戻し・学び直し(自分みがき) ・学びほぐし(by赤木和重)

障害者の生涯学習推進の方策

＜＜移行期(18～24歳)の学習内容＞＞

- ・学校教育を通じて身に付けた資質・能力をさらに発展させるための学習
- ・多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性を持って物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性などを伸ばし、その後就業し自立した生活を送る基礎力を身に付けるための学習

⇒「福祉型専攻科」「学びの作業所」など障害福祉サービスの自立訓練事業等を活用した学びを想定した形。学習内容も、専攻科づくり運動において共有してきた、“子どもから大人へ”“学校から社会へ”の二重の移行を支える「青年期教育」の意義と重なる



おわりに

- 「生涯学習」を学校教育にも根付かせることが大切(学校関係者・教育行政の発想の転換を)
- 「貧しい選択」ではなく「豊かな選択・連携」へ(前例への固執から創出へ)
- 社会効用を盾にした切り捨での論理に対して、人間が大切にされる豊かな地域や社会の形成に